

退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問事案の概要

1 対象事案

退職手当支給制限処分に対する審査請求

《前提となる事実》

審査請求人は、令和2年2月頃から、市内ドラッグストアにおいて、店員に大声で暴言を発するなどの迷惑行為を繰り返していたほか、令和2年5月28日には、当該ドラッグストア店長の左側頭部を平手で叩く暴行を働き、さらには、この暴行事件について懲戒処分の審査を行っている最中の令和2年8月5日、叔母である高齢女性に対し、複数回、殴る蹴るなどの暴行を加え、肋骨を骨折させる重傷を負わせたとして傷害容疑で逮捕されたもの。

《審査請求の内容》

上記事実があったことから、市長は、審査請求人に対し、令和2年8月7日付けで、地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒免職処分を行うとともに、同日付けで、青森市職員の退職手当に関する条例第19条第1項第1号の規定により、退職手当の全部を支給しないとする退職手当支給制限処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、令和2年11月4日付けで本件処分に対し、これを不服として審査請求をしたもの。

（なお、審査請求人は懲戒免職処分について、青森県人事委員会に審査請求を行っており、令和3年7月8日付けで棄却裁決とされている。）

○青森市職員の退職手当に関する条例

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) (略)

2～3 (略)

2 審査請求の主な理由

令和2年8月7日付け懲戒免職処分は改められるべきであり、懲戒免職処分が改められる以上、懲戒免職を前提とする同日付け本件処分についても改められるべきである。また、仮に懲戒免職処分に理由があったとしても、本件処分は、審査請求人の行為に比して重きに過ぎるので誤りである。

3 議会への諮問

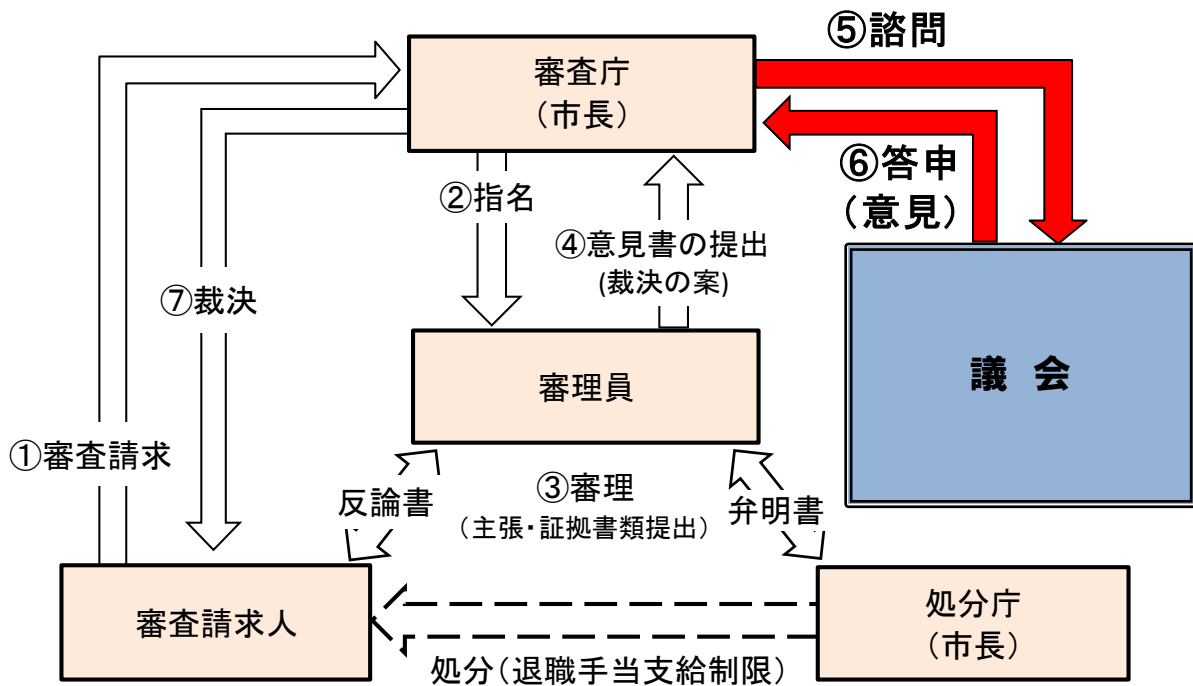
本件処分に対する審査請求については、地方自治法第206条第2項の規定に基づき、令和4年第1回青森市議会定例会において議会へ諮問する予定としている。

<参考>

《審査請求について》

市の違法又は不当な処分その他公権力の行使から市民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する仕組みとして、市の処分または不作為に不服がある者が、審査庁（市長）に対して不服の申立て（審査請求）をすることができる制度である。

退職手当支給制限処分に対する審査請求については、地方自治法第206条第2項の規定により、議会に諮問した上で裁決することとされており、同条第3項の規定により、議会は、諮問を受けた日から20日以内に意見を述べることとされている。



○地方自治法

第206条 (略)

2 普通地方公共団体の長は、第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 (略)